

岩手県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和6年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
斎藤医院	北上市川岸三丁目21番38号	令和3年12月1日
ニチイケアセンター水沢 訪問看護ステーション	奥州市水沢西町2番10号	令和5年4月30日
前田整形外科内科医院	久慈市本町三丁目7番地	令和5年6月2日
貝山整形外科クリニック	奥州市水沢西上野町3番3号	令和5年7月16日
前田整形外科内科医院	久慈市本町三丁目7番地	令和5年7月31日
胃腸クリニック	奥州市水沢字谷地明円53番地1	〃
滝沢中央薬局	滝沢市狼久保689番地1	〃
ますだ歯科クリニック	二戸市石切所字荷渡2番地9	令和5年9月30日
三関薬局	一関市三関字仲田29番地3	令和5年10月1日
たにふじ歯科医院	岩手郡雫石町高前田118番地12	令和5年10月31日